

Q 足が不自由で、投票所に行けません…

A 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳や介護保険被保険者証を持っていて、一定の障がいのある人は、自宅で投票ができます。投票には、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です（発行にはあらかじめ申請が必要）。また、投票用紙の請求期限は11月25日（水）17時です。希望する人は早めに手続きをしてください。

郵便投票

Q どこで投票できますか？

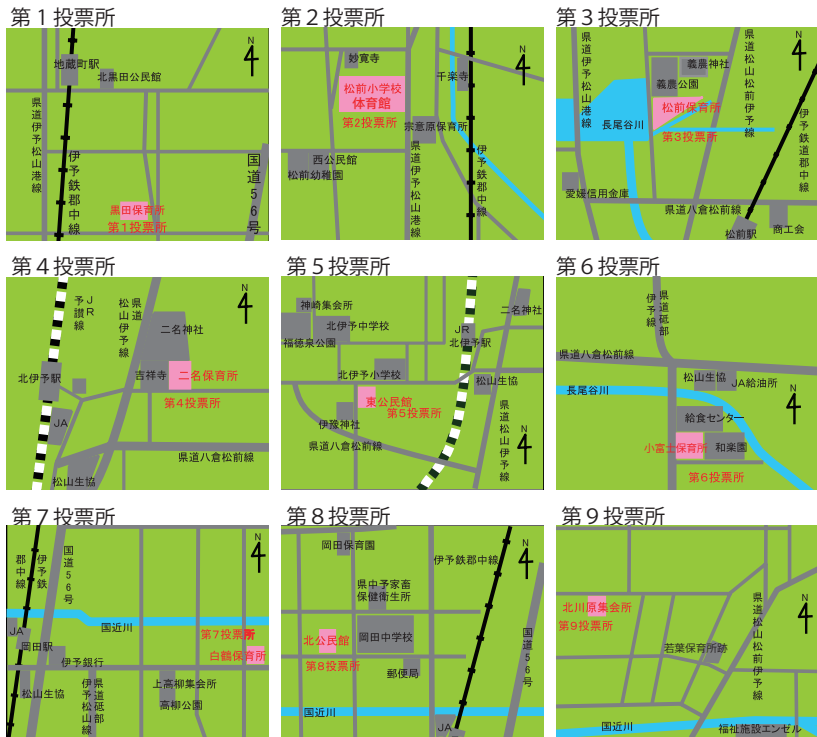
A 下記の投票所に、投票所入場券を持って行きましょう。お住まいの区域で投票所は異なります。投票所入場券にも記載していますので、確認してください。

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4	二名保育所	徳丸・中川原・出作

投票区	投票所	区域
第5	東公民館	神崎・鶴吉
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋



松前町長選挙
11月29日(日)が
投票日です。



Q 選挙に関する様々な疑問にお答えします A

投票できる人

Q 私は投票できますか？

A 投票できるのは、平成7年11月30日以前に生まれ、平成27年8月23日までに転入届を出した（住民登録がある）人で、引き続き松前町に住んでいる人です。
※ 投票当日に選挙権があり、松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

Q 選挙には何を持っていけばいい？

A 投票所入場券をお持ちください。投票所入場券は、11月24日の告示日から選挙人に郵送を開始する予定です。投票日が近くなっても、投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。なお、投票所入場券がない場合でも、上の「投票できる人」であると投票所で確認できれば、投票できます。

投票所入場券

Q 候補者の考えを知って、投票したいです。

A 松前町長選挙に立候補した人は、告示日から投票日の前日(28日)まで選挙運動をすることができます。選挙運動期間中は、下記のような方法で候補者の考えを知ることができます。

- ① 街頭演説や個人演説会に参加する。
- ② 選挙運動用ビラ、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ポスターなどで政策を確認する。

※ 選挙公報はありません。
※ ①②ともに実施するかどうかは候補者の判断によります。

候補者について

期日前投票・不在者投票

Q 11月29日は用事があるんだけど…

A 仕事、病気またはレジャーなどで、投票日当日に投票できない人のために設けられた制度が期日前投票です。投票日当日、投票に行けない理由などを宣誓書に書くだけで当日と同様に投票できます。宣誓書は期日前投票所に備え付けてあるほか、事前に町ホームページからダウンロードもできます。

○期間 11月25日（水）～28日（土） 8時30分～20時
○場所 役場2階大会議室
○持参物 投票所入場券

※ 選挙期間中、仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合は、滞在地の選挙管理委員会ですべての投票ができます。また、県選管指定の病院などに入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。申請方法・期限などについては、あらかじめ、早めにお問い合わせください。

告示日
11月24日
投票日
11月29日
7時～20時

11月29日。「私たちのリーダー」を選びます。
選ぶのは他の誰でもない、「私たち」。必ず投票しましょう。

松前町長選挙